

※応募を希望する児童・生徒にこの要領の写し（様式1、2を含む）を提供してください。

令和5年度愛鳥週間用ポスター原画 募集要領

埼玉県環境部みどり自然課

1 募集の目的

令和5年度の愛鳥週間用ポスターの原画を県内小・中・高等学校及び特別支援学校の児童・生徒から募集します。作品の制作過程を通じて、野生鳥類についての保護思想を高めてもらうとともに、愛鳥週間（毎年5月10日～16日）の普及啓発に努めることを目的としています。

※ 今年度も学校での応募作品の取りまとめや選出を行わず、児童・生徒が直接応募する形式となりますので、御了承ください。

2 応募対象

- ・ 県内の小・中・高等学校及び特別支援学校に在学中で、18歳以下の児童・生徒。
- ・ 定時制高校に在学中で、19歳以下の生徒（大学、美術専門学校は除く）。

3 応募のルール

(1) 図柄

図柄は、下記ア～オのいずれかのテーマに従い、日本に生息する野生鳥類を主な対象として、愛鳥思想の普及啓発の目的に沿ったものとします（家禽・ペット、動物園などで飼われているイメージは不可です）。

- ア 自然の中での野鳥と人との交流をテーマとしたもの
- イ 渡り鳥の保護についての国際交流をテーマとしたもの
- ウ 野鳥の自然の姿をテーマとしたもの
- エ 野鳥の保護活動をテーマとしたもの
- オ その他、野生鳥類保護思想の普及啓発に役立つもの

(2) 用紙

縦51cm～55cm、横36cm～40cm以内とし、必ず縦描きとします。

※ 優秀な作品であっても、用紙の大きさが上記規定外の作品は審査対象外となるので注意してください。

(3) 彩色

自由（クレヨン、パステル、水彩、コラージュ、貼り絵等いずれでもよい）。ただし、パソコンでの作品は不可とします。

(4) 文 字

作品には必ず漢字で「愛鳥週間」の4文字のみを入れてください。ただし、小学校3年生以下は漢字を習っていないため、入れなくても結構です。

※「Bird Week」（英語）または「バードウィーク」（ひらがな・カタカナ）をデザイン上、使用する必要がある場合は可能です。なお、「Bird Week」の大文字・小文字は問いません。

それ以外の標語は不可となります。ただし、絵の中で風景としての看板などはかまいません。

(5) 記 名

応募票（様式1）に必要事項を全て記入し、応募作品の裏面に必ず貼ってください。
作品送付書（様式2）に必要事項を記入し、応募作品と一緒に提出してください。

(6) 作成時期

令和4年度（2022年度）に描かれたもの以外は審査対象外となります。

(7) その他

- ・ 応募作品は1人1点です。合作は不可とします。
- ・ 応募作品はオリジナルのものに限ります。野鳥の写真やイラスト等は参考の範囲にとどめてください。
- ・ 参考にした本・写真・絵画等の資料がある場合は、その資料名を必ず応募票（様式1）に記入してください。
- ・ 描いた野鳥の種類名を応募票（様式1）に必ず記入してください。

4 応募期間

令和4年8月1日（月）から令和4年8月31日（水）まで（期間内必着）

5 応募方法及び送付先

(1) 応募方法

- ・ 応募作品の裏面に、必要事項を記入した応募票（様式1）を貼ってください。
- ・ 作品送付書（様式2）に必要事項を記入してください。
- ・ 応募作品と作品送付書を一緒に、「4 応募期間」の期間内に下記提出先へ郵送又は持参してください。（学校には提出しないでください。）

(2) 提出先

埼玉県 環境部 みどり自然課 野生生物担当

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁第三庁舎2階

(3) 持参の場合の受付時間

午前9時～12時の間及び午後1時～5時の間（土曜・日曜日、国民の祝日を除く）。

※ 応募作品が埼玉県における入選作品や「令和5年度愛鳥週間用ポスター原画コンクール」の入賞作品に選ばれた場合は、応募者ではなく学校に連絡しますので、必ず担任教諭に応募したことを伝えてください。

6 応募作品の返却について

(1) 返却方法

- ・ 応募作品の返却を希望する場合は、必ず作品送付書（様式2）の「応募作品の返却」欄の「希望します」を丸で囲み、以下の返却期間内に必ず埼玉県みどり自然課まで受取りに来てください（事前連絡は不要です）。
- ・ 返却期限を過ぎても、受け取りに来なかった作品に関しては、処分させていただきます。
- ・ 郵送（着払い等）での返却は一切応じておりませんので、御了承ください。
- ・ 公益財団法人日本鳥類保護連盟総裁賞に選ばれた作品は、返却いたしません。

(2) 返却期間

令和5年2月1日（水）から令和5年3月3日（金）まで

(3) 返却の受付時間

午前9時～12時の間 及び 午後1時～5時の間（土曜日・日曜日・国民の祝日を除く）。

7 審査

県の定める審査員が、応募作品の中から優秀な作品9点を選びます。選ばれた作品9点を公益財団法人日本鳥類保護連盟が主催する令和5年度愛鳥週間用ポスター原画コンクールの応募作品とします。

8 表彰

「7 審査」で選ばれた作品9点については、埼玉県における入選作品とし、埼玉県から賞状を贈呈します（公益財団法人日本鳥類保護連盟が主催する「令和5年度愛鳥週間用ポスター原画コンクール」の入賞作品に選ばれた場合を除く）。

「7 審査」で選ばれた作品9点のうち、公益財団法人日本鳥類保護連盟が主催する「令和5年度愛鳥週間用ポスター原画コンクール」に選ばれた入賞者は、氏名・学校名・学年を、公益財団法人日本鳥類保護連盟の連盟機関誌・ホームページで発表されることをご了承ください。

9 発表

埼玉県における入選作品については、1月頃までに結果を学校へお知らせする予定です。

10 主催及び後援

主催：公益財団法人日本鳥類保護連盟

後援：環境省・文部科学省・林野庁

※ 埼玉県では、同連盟主催の「令和5年度愛鳥週間用ポスター原画コンクール」の応募作品の選定作業等を行います。

11 その他

応募作品の著作権は、すべて埼玉県に帰属するものとします。

12 この募集に関するお問い合わせ先

埼玉県 環境部 みどり自然課 野生生物担当

電話 048 (830) 3154

FAX 048 (830) 4775

mail a3140-09@pref.saitama.lg.jp